

厚生委員会報告資料

令和5年11月14日

報告事項件名	頁
1 「すこやかプラザ あだち」新築工事の工事期間延長について・・・・・・・・・・	2
2 新型コロナウイルスワクチン接種事業の進捗状況について・・・・・・・・・・	3
3 足立区における新型コロナウイルス感染症発生状況等について・・・・・・・・・・	4
4 足立区感染症予防計画及び健康危機対処計画の策定について・・・・・・・・・・	7
5 ハクビシン・アライグマ対策事業の拡充について・・・・・・・・・・	9

(衛 生 部)

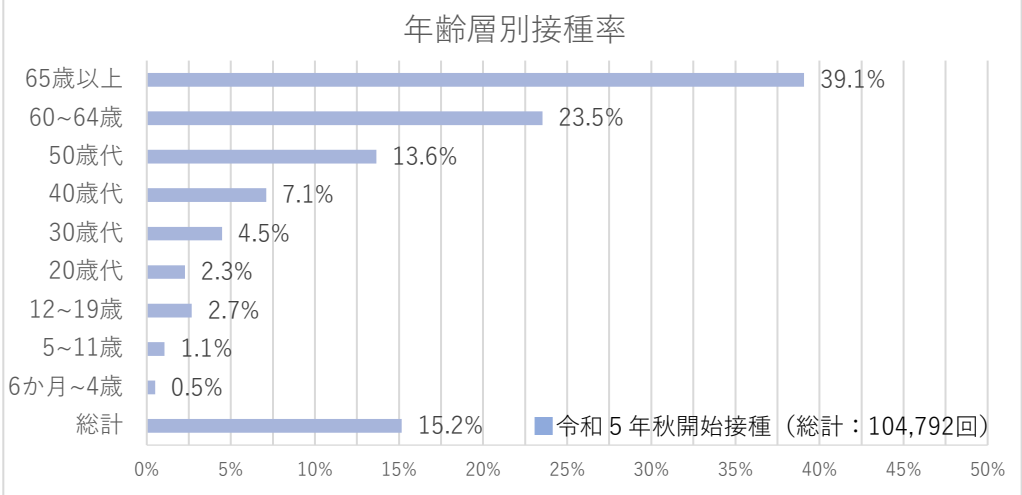
厚生委員会報告資料

令和5年11月14日

件名	「すこやかプラザ あだち」新築工事の工事期間延長について																					
所管部課名	衛生部衛生管理課、足立保健所江北保健センター 福祉部高齢者施策推進室地域包括ケア推進課、地域のちから推進部住区推進課 施設営繕部西部地区建設課、政策経営部エリアデザイン推進室エリアデザイン計画担当課																					
内容	<p>令和4年度より「すこやかプラザ あだち」の新築工事を進めているところであるが、以下の理由により工事を延伸する必要が生じたため、以下報告する。</p> <p>1 工期延伸の理由</p> <table border="1" data-bbox="443 689 1449 1310"> <thead> <tr> <th></th> <th>延伸期間</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 地中障害物撤去</td> <td>2か月</td> <td>旧上沼田中学校校庭からコンクリート殻等の地中障害物撤去処分が538t発生したため。</td> </tr> <tr> <td>(2) 共同溝工事不調</td> <td>1か月</td> <td>躯体工事開始前に共同溝工事は完成の予定であったが、入札不調になり着手が遅れた。そのため、躯体工事車両動線が重複し、作業効率の低下が見込まれるため。</td> </tr> <tr> <td>(3) 追加工事対応 ※1</td> <td>1か月</td> <td>コロナ禍により中断していた将来的な施設のあり方や運営方法についての庁内検討が改めて再開し、協議していく中で、必要な最新設備機器や内外装材が追加となったため。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 ICT機器(大型スクリーン、音響設備)、顔認証電子錠システム、内外装仕上げ材の変更、駐車場精算システムの変更等</p> <p>2 工期・施設オープン時期の変更</p> <table border="1" data-bbox="443 1480 1449 1886"> <thead> <tr> <th></th> <th>現在</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 工期</td> <td>令和6年6月29日まで</td> <td>【建築】 令和6年10月31日まで 【電気・給排水・空調設備】 令和6年11月15日まで ※ 約4か月延伸</td> </tr> <tr> <td>(2) 施設オープン時期</td> <td>令和6年度秋</td> <td>令和7年1月中旬</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 問題点・今後の方針</p> <p>令和5年第4回定例会において、令和5年度予算の減額及び令和6年度の債務負担の変更（インフレスライド条項及び工事内容の変更等による増、中間前払い先送りによる増）の補正予算措置を行う。</p>		延伸期間	理由	(1) 地中障害物撤去	2か月	旧上沼田中学校校庭からコンクリート殻等の地中障害物撤去処分が538t発生したため。	(2) 共同溝工事不調	1か月	躯体工事開始前に共同溝工事は完成の予定であったが、入札不調になり着手が遅れた。そのため、躯体工事車両動線が重複し、作業効率の低下が見込まれるため。	(3) 追加工事対応 ※1	1か月	コロナ禍により中断していた将来的な施設のあり方や運営方法についての庁内検討が改めて再開し、協議していく中で、必要な最新設備機器や内外装材が追加となったため。		現在	変更後	(1) 工期	令和6年6月29日まで	【建築】 令和6年10月31日まで 【電気・給排水・空調設備】 令和6年11月15日まで ※ 約4か月延伸	(2) 施設オープン時期	令和6年度秋	令和7年1月中旬
	延伸期間	理由																				
(1) 地中障害物撤去	2か月	旧上沼田中学校校庭からコンクリート殻等の地中障害物撤去処分が538t発生したため。																				
(2) 共同溝工事不調	1か月	躯体工事開始前に共同溝工事は完成の予定であったが、入札不調になり着手が遅れた。そのため、躯体工事車両動線が重複し、作業効率の低下が見込まれるため。																				
(3) 追加工事対応 ※1	1か月	コロナ禍により中断していた将来的な施設のあり方や運営方法についての庁内検討が改めて再開し、協議していく中で、必要な最新設備機器や内外装材が追加となったため。																				
	現在	変更後																				
(1) 工期	令和6年6月29日まで	【建築】 令和6年10月31日まで 【電気・給排水・空調設備】 令和6年11月15日まで ※ 約4か月延伸																				
(2) 施設オープン時期	令和6年度秋	令和7年1月中旬																				

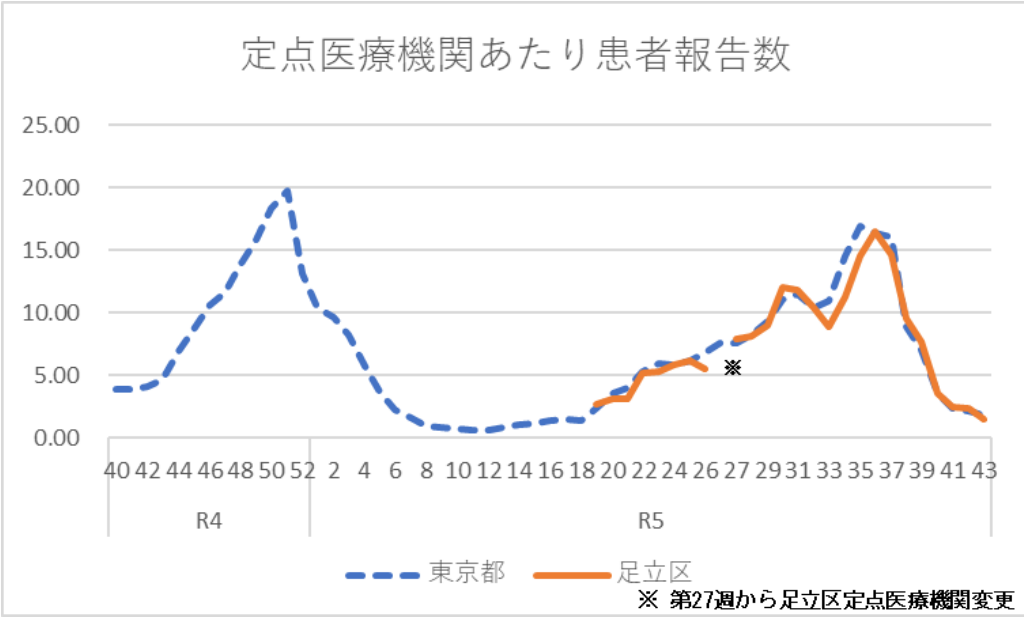
厚生委員会報告資料

令和5年11月14日

件名	新型コロナウイルスワクチン接種事業の進捗状況について																						
所管部課名	衛生部新型コロナウイルスワクチン接種担当課																						
内容	<p>1 令和5年秋開始接種の状況について（令和5年11月6日現在）</p>  <table border="1"> <caption>年齢層別接種率</caption> <thead> <tr> <th>年齢層</th> <th>接種率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65歳以上</td> <td>39.1%</td> </tr> <tr> <td>60~64歳</td> <td>23.5%</td> </tr> <tr> <td>50歳代</td> <td>13.6%</td> </tr> <tr> <td>40歳代</td> <td>7.1%</td> </tr> <tr> <td>30歳代</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>20歳代</td> <td>2.3%</td> </tr> <tr> <td>12~19歳</td> <td>2.7%</td> </tr> <tr> <td>5~11歳</td> <td>1.1%</td> </tr> <tr> <td>6か月~4歳</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>15.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 令和5年秋開始接種（総計：104,792回）</p> <p>2 活用見込みのないワクチンの廃棄について</p> <p>従来株ワクチン及びオミクロン株対応2価ワクチンについては、令和4年秋開始接種及び令和5年春開始接種が令和5年9月19日をもって終了となり、令和5年9月20日以降活用されないことから、廃棄するよう国から指示があった。</p> <p>(1) 廃棄数</p> <p>ア ファイザー社製 198,726回分</p> <p>イ モデルナ社製 3,050回分</p> <p>3 令和6年度以降の接種について</p> <p>国は全額公費で負担する特例臨時接種を今年度末で終了し、令和6年度以降は安定的な制度の下で接種を継続する方針を示し、下記項目については引き続き議論を行うとしている。</p> <p>なお、接種費用の取扱いについては、今後の国の方針を踏まえ予算編成を検討していく。</p> <p>① 目的 : 重症化予防</p> <p>② 対象者 : 65歳以上の高齢者等の重症化リスクの高い方</p> <p>③ 時期 : 年1回の接種として、時期は秋冬</p> <p>④ 用いるワクチン : 流行主流のウイルスやワクチンの有効性に関する科学的知見を踏まえて、ワクチンのウイルス株を毎年選択</p>	年齢層	接種率	65歳以上	39.1%	60~64歳	23.5%	50歳代	13.6%	40歳代	7.1%	30歳代	4.5%	20歳代	2.3%	12~19歳	2.7%	5~11歳	1.1%	6か月~4歳	0.5%	総計	15.2%
年齢層	接種率																						
65歳以上	39.1%																						
60~64歳	23.5%																						
50歳代	13.6%																						
40歳代	7.1%																						
30歳代	4.5%																						
20歳代	2.3%																						
12~19歳	2.7%																						
5~11歳	1.1%																						
6か月~4歳	0.5%																						
総計	15.2%																						

厚生委員会報告資料

令和5年11月14日

<p>件名</p>	<p>足立区における新型コロナウイルス感染症発生状況等について</p>																											
<p>所管部課名</p>	<p>衛生部足立保健所感染症対策課、福祉部介護保険課、福祉部障がい福祉課</p>																											
<p>内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の区内発生状況、および令和5年5月8日に感染症法上の位置づけが5類（季節性インフルエンザと同等）に移行したことに伴う対応について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症発生状況について</p> <p>新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、全体の流行状況を把握するため、都が指定した医療機関が診断した患者数等を報告する定点報告に変更されている。</p> <p>流行状況については、都がとりまとめ、毎週木曜日に公表される。</p> <p>(1) 区内発生状況について（週次）</p> <p>区内指定20医療機関からの報告数は以下のとおり（第43週）</p> <table border="1" data-bbox="405 1037 1433 1254"> <thead> <tr> <th rowspan="2">期間</th> <th colspan="3">足立区</th> <th colspan="3">東京都</th> </tr> <tr> <th>報告数</th> <th>指定医療機関数</th> <th>指定医療機関あたりの報告数</th> <th>報告数</th> <th>指定医療機関数</th> <th>指定医療機関あたりの報告数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>42週 10月16日（月）～ 10月22日（日）</td> <td>47</td> <td>20</td> <td>2.35</td> <td>878</td> <td>416</td> <td>2.11</td> </tr> <tr> <td>43週 10月23日（月）～ 10月29日（日）</td> <td>31</td> <td>20</td> <td>1.55</td> <td>764</td> <td>416</td> <td>1.84</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考)</p>  <p>※ 第27週から足立区定点医療機関変更</p>	期間	足立区			東京都			報告数	指定医療機関数	指定医療機関あたりの報告数	報告数	指定医療機関数	指定医療機関あたりの報告数	42週 10月16日（月）～ 10月22日（日）	47	20	2.35	878	416	2.11	43週 10月23日（月）～ 10月29日（日）	31	20	1.55	764	416	1.84
期間	足立区			東京都																								
	報告数	指定医療機関数	指定医療機関あたりの報告数	報告数	指定医療機関数	指定医療機関あたりの報告数																						
42週 10月16日（月）～ 10月22日（日）	47	20	2.35	878	416	2.11																						
43週 10月23日（月）～ 10月29日（日）	31	20	1.55	764	416	1.84																						

(2) 区内年齢別内訳（10月22日～10月29日）

国内の感染状況が落ち着き、人の動きが活発となっていることから、比較的活動量が多い世代の患者が多い。

～5か月	～1歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳
0	0	1	1	0	0	0	0	1	0

9歳	10～14歳	15～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
1	2	5	2	5	2	5	3	2	1

(3) 今後の方針

流行状況の迅速な把握に努め、継続して医師会や医療機関との情報共有を図る。また、高齢者施設等での集団感染発生時の調査、指導等を適切に実施し、感染拡大防止、再発防止に努めていく。

新型コロナウイルス感染症は減少した一方、インフルエンザ、咽頭結膜炎（プール熱）、マイコプラズマ肺炎等が小児を中心に流行の兆しがみられるため、学校を通じて手洗い等の予防策を周知していく。

2 抗原検査キット購入費用補助事業の実施状況について

感染への早期対応、不安払拭及び医療機関のひっ迫回避のため、令和5年5月8日から実施している抗原検査キット購入費用補助事業について、対象拡大及び実施期間延長を行い、区民への普及を図っている。

(1) 対象

6歳以上の区民

(2) 事業実施期間

令和5年5月8日（月）から令和6年3月17日（日）

(3) 購入可能な区内薬局（足立区薬剤師会加入協力薬局）

105薬局（令和5年11月7日現在）

(4) 販売状況

11,227個（令和5年5月8日から9月30日）

令和5年10月1日の対象拡大に伴い、購入についての問い合わせが増加している。

(5) 今後の方針

区ホームページ、あだち広報等を活用し、区民へ幅広く周知し制度利用を推進するとともに、区民利便性向上に向け、薬剤師会の協力のもと販売薬局の拡充を図る。

3 5類移行に伴う区民等への支援策の段階的な移行について

(1) 国の方針で、令和6年3月31日まで延長される支援策

ア コロナ治療薬、入院医療費の公費支援

医療保険の自己負担割の区分ごとに負担額を設定

	区分	自己負担額
コロナ治療薬	1割負担	3,000円
	2割負担	6,000円
	3割負担	9,000円
入院治療費	高額療養費制度の自己負担額から1万円を減額	

イ 施設職員に対する集中的検査

国の方針を踏まえ、都は、高齢者施設、障がい者施設等の職員を対象とした集中的検査の継続実施の方針を示しており、区も都の動向を踏まえ、必要な対応を実施する。

(2) 区独自事業で当面の間、継続する支援策（予定）

ア 足立区発熱電話相談センター

イ 休日応急診療所におけるPCR検査体制支援（日曜、祝日）

ウ 高齢者施設・障がい者（児）施設等におけるPCR検査等の費用補助（令和5年11月30日終了を令和6年3月31日終了に変更）

(3) 今後の方針

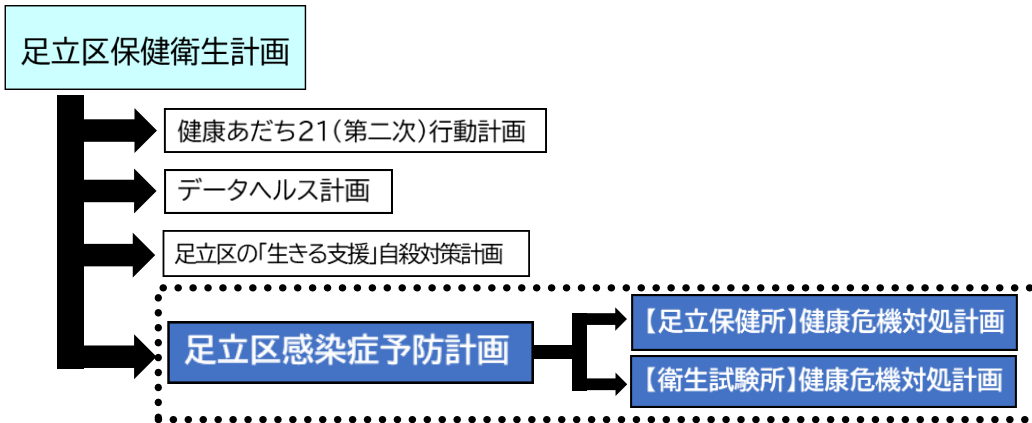
区医師会と継続的に今後の対応について協議を行っていく。

厚生委員会報告資料

令和5年11月14日

件名	足立区感染症予防計画及び健康危機対処計画の策定について
所管部課名	衛生部足立保健所感染症対策課
内容	<p>足立区感染症予防計画及び健康危機対処計画の策定について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 概要</p> <p>(1) 足立区感染症予防計画（計画期間：令和6年～令和11年） 平時からの計画的な保健・医療提供体制の整備を図るため、令和4年の感染症法の改正により、保健所設置市等（特別区を含む）において、新たに都道府県の計画と整合性を保った計画の策定が義務付けられた。</p> <p>(2) 健康危機対処計画（計画期間：令和6年～ 適宜見直し） 令和4年の地域保健法改正に基づく、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」により策定が示された。予防計画の実行性を高めるため、新たな感染症の流行発生に備えた実践的な手引き、マニュアルの位置付け。</p> <p>2 足立区感染症予防計画の主な内容</p> <p>感染症予防計画には、以下7項目の記載が必須とされており、内容は東京都予防計画と整合性を保ちつつ策定していく。</p> <p>(1) 感染症発生の予防、まん延防止のための施策 (2) 検査の実施体制及び検査能力の向上 (3) 患者の移送のための体制確保 (4) 外出自粛対象者の療養生活の環境整備 (5) 人材育成及び資質の向上 (6) 保健所の体制確保 (7) 緊急時の感染症発生の予防及びまん延防止、検査、医療提供</p> <p>3 健康危機対処計画の主な内容</p> <p>上記感染症予防計画の実行性を高めるために、数値目標等を定め策定していく。</p> <p>(1) 平時における保健所体制整備 (2) 感染症流行発生時の各フェーズにおける区の対策</p>

4 計画の位置づけ



5 策定スケジュール

	足立区感染症予防計画	(参考) 東京都感染症予防計画
令和5年10月	計画案作成	第3回～第5回 予防計画協議部会
11月	議会報告① (計画策定)	第2回 感染症予防医療対策審議会
12月	議会報告② (計画案概要、パブコメ)	パブコメ
令和6年1月	パブコメ	関係団体へ意見照会
2月	関係団体へ意見照会	
3月	計画案完成 議会報告③	第3回 感染症予防医療対策審議会
4月	計画施行	計画施行

6 今後の方針

東京都の計画と整合性を図るため、東京都の計画策定の動向を踏まえ策定作業をすすめ、令和6年4月施行を目指す。

厚生委員会報告資料

令和5年11月14日

件名	ハクビシン・アライグマ対策事業の拡充について																																								
所管部課名	衛生部足立保健所生活衛生課																																								
内容	<p>区内でハクビシン・アライグマの目撃情報や被害が急増していることから、今回、区民からの要望も強い屋内への捕獲器設置をはじめ、対象動物の捕獲から清掃・消毒、再侵入防止策までを一連のスキームで支援・助成できるよう、対策を拡充したので報告する。</p> <p>1 事業実績</p> <table border="1" data-bbox="424 779 1377 1093"> <thead> <tr> <th rowspan="2">令和5年度</th> <th colspan="3">相談件数</th> <th rowspan="2">捕獲器 設置数</th> <th colspan="3">捕獲数</th> </tr> <tr> <th>調 査 無</th> <th>調 査 有</th> <th></th> <th>ハクビ シン</th> <th>アライ グマ</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4~9月</td> <td>150</td> <td>92</td> <td>58</td> <td>56</td> <td>27</td> <td>5</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>(参考)4年度</td> <td>162</td> <td>104</td> <td>58</td> <td>56</td> <td>30</td> <td>21</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 拡充経費に加えて捕獲器設置数等の増加の経費も見込み、9月補正で対応済みである。</p> <p>2 「ハクビシン・アライグマ対策事業」の拡充概要</p> <table border="1" data-bbox="418 1265 1441 1805"> <thead> <tr> <th>拡充前</th> <th>拡充後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>捕獲器(箱わな)を設置できるのは屋外のみ</td> <td>屋外に限らず、屋内(屋根裏、床下など)への捕獲器(箱わな)設置も可</td> </tr> <tr> <td>利用回数は年度内2回まで</td> <td>利用回数制限なし</td> </tr> <tr> <td>エサの交換は自身で実施(エサは利用者が用意)</td> <td>屋内に捕獲器を設置した方は、エサの交換・清掃・消毒を事業者が対応(エサは利用者が用意) ※ 屋外に設置した捕獲器(箱わな)のエサ交換などは、従来通り自身で実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>NEW 屋内侵入口閉塞作業費用助成(上限10万円)★</td> </tr> </tbody> </table> <p>★…区の事業を利用し、屋内に捕獲器(箱わな)を設置した方が対象</p> <p>3 今後の方針</p> <p>あだち広報(10月25日号)をはじめ、区施設でのチラシ配布、ホームページやSNS等を通じて対策事業の周知を図り、区民の不安払拭を目指していく。</p>	令和5年度	相談件数			捕獲器 設置数	捕獲数			調 査 無	調 査 有		ハクビ シン	アライ グマ		4~9月	150	92	58	56	27	5	22	(参考)4年度	162	104	58	56	30	21	9	拡充前	拡充後	捕獲器(箱わな)を設置できるのは屋外のみ	屋外に限らず、屋内(屋根裏、床下など)への捕獲器(箱わな)設置も可	利用回数は年度内2回まで	利用回数制限なし	エサの交換は自身で実施(エサは利用者が用意)	屋内に捕獲器を設置した方は、エサの交換・清掃・消毒を事業者が対応(エサは利用者が用意) ※ 屋外に設置した捕獲器(箱わな)のエサ交換などは、従来通り自身で実施		NEW 屋内侵入口閉塞作業費用助成(上限10万円)★
令和5年度	相談件数			捕獲器 設置数	捕獲数																																				
	調 査 無	調 査 有			ハクビ シン	アライ グマ																																			
4~9月	150	92	58	56	27	5	22																																		
(参考)4年度	162	104	58	56	30	21	9																																		
拡充前	拡充後																																								
捕獲器(箱わな)を設置できるのは屋外のみ	屋外に限らず、屋内(屋根裏、床下など)への捕獲器(箱わな)設置も可																																								
利用回数は年度内2回まで	利用回数制限なし																																								
エサの交換は自身で実施(エサは利用者が用意)	屋内に捕獲器を設置した方は、エサの交換・清掃・消毒を事業者が対応(エサは利用者が用意) ※ 屋外に設置した捕獲器(箱わな)のエサ交換などは、従来通り自身で実施																																								
	NEW 屋内侵入口閉塞作業費用助成(上限10万円)★																																								